

# 平成 11 年度の植物防疫事業の進め方について

農林水産省農産園芸局植物防疫課 **こ 古** **ちゃ 茶** **たけ 武** **お 男**

## I 農業全体を取り巻く状況と植物防疫

農村地域における過疎化、高齢化の進行、担い手の減少、UR 農業合意等により、農業を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような中、平成 10 年 9 月には、内閣総理大臣の諮問機関である食料・農業・農村基本問題調査会から、21 世紀を展望した食料・農業・農村政策の基本的方向について答申が出されるとともに、また、同年 12 月には、その具体的な政策展開の指針となる農政改革大綱及び農政改革プログラムが決定されたところである。

その中で、国民が必要とする食料の安定的な供給の確保等と並んで、今後の病害虫防除や農業の取扱いに大きな影響を与えると考えられる環境と調和する持続的な農業の推進が主な項目の一つに挙げられており、さらに農業使用の合理化についても具体的に記述されたところである。

## II 環境に配慮した植物防疫の推進

病害虫・雑草防除とその防除に必要な農業は、農業生産、継続的な営農に必要な不可欠な技術・資材である。しかし、前述の農政改革大綱の中でも、「農業の持続的発展に資する生産方式の定着・普及」を推進することとされているように、可能な限り環境負荷の少ない農業推進の観点から、そのあり方についての見直しとその取り組みが求められているところである。

このため、使用者や農産物に対する農業の安全性の確保は当然のこと、その使用にあたり水資源や大気等の生活環境についてさらに配慮する必要がある。

### ① 総合的病害虫管理技術の確立

病害虫防除にあたっては、高精度かつ効率的な発生予察、要防除水準の考え方や生物農薬等効率的で環境にやさしい技術の開発・普及を図るとともに、それらの技術を組み合わせつつ、病害虫の発生状況、防除コストと被害の程度を考慮し、病害虫の発生密度を経済的な許容水準以下に管理することにより、農業の使用を最小限に抑えるという、総合的な病害虫管理技術 (IPM) を確立

することが重要である。ただし、これらの技術は、生産者にとっては必ずしも従来の方法と比べて低コスト化や省力化、あるいは農業所得の増大に結びつくものではないことから、これら技術の持つ意義について、農業生産者及び消費者双方の理解を深めるような活動も併せて行いつつ普及定着を図っていくことが重要である。

### ② 高精度・効率的な発生予察

近年の病害虫発生状況を見ると、野菜等園芸作物の施設栽培化による生産の周年化等に伴い、新規に発生する病害虫が問題となっている事例が増加しており、その被害・まん延の防止のため、これらの病害虫の発生予察手法を確立し、発生予察情報を提供することにより適時的確な防除を推進することが緊急の課題となっている。

このため、既存の病害虫の発生予察調査手法を活用した新たな手法により新規発生病害虫発生予察手法を確立するとともに、これまで現地巡回調査によって病害虫発生状況の自動調査技術、コンピューター・シミュレーション・ソフトウェアを用いた省力的な発生予察手法等を導入して、発生予察業務の省力化を図り、発生予察事業を効率的に推進する。

### ③ 臭化メチル対策

平成 9 年 9 月に開催されたモントリオール議定書締約国会議において、検疫用途以外の臭化メチル使用の全廃の時期が、それまでの 2010 年から 5 年早まって 2005 年となった。

これを受けて国内の削減計画も従来よりさらにペースを前倒して進める必要があり、全国の植物防疫関係者が一丸となって代替防除技術の開発・普及等の対策を進める必要がある。

## III 中山間地域農業対策の推進

中山間地域は、全国土の約 7 割の面積を占めているばかりではなく、農家数、農業生産は全国の約 4 割を占めており、日本の農業生産の中で、重要な役割を担っている。しかし同地域では過疎化、高齢化の進行が著しく、農業生産に支障が生じている事例も多くみられる。

また、このような中山間地域の中では、野生鳥獣による被害が顕在化しており、有効な対策の実施に苦慮している地域が見られる。

このため、鳥獣害対策としては、農業生産体制強化総

合推進対策の中の「鳥獣害防止システム実証事業」を拡充し、継続して実施することになっている。その内容は、従来から行ってきた防護柵等被害防止施設の設置及び監視活動・駆除活動を一体的に実施する被害防止システムの整備に加え、不特定多数の地区に多頻度で出没し、短期間に集中的被害を及ぼすという近年の野生鳥獣の行動パターンに対応し、これまでの取組に加え、機動的な複数の技術を組み合わせ、野生鳥獣の生息密度の変化に即応し得る被害防止システムを確立することとしている。

#### IV 農薬の安全対策の一層の推進

##### 1 農薬安全使用対策

前述したように環境への負荷の少ない農業の推進が農政の大きな柱の一つとして位置付けられている。

したがって従来から進めている農薬使用の安全確保に加え、より環境に配慮した農薬使用の観点からも農薬の適正な使用に一層努めることが重要である。特に河川等に近接する場での農薬の適正な使用、種子消毒等の残液や廃液の適正な処理などにより水生生物等への被害の発生防止に努めるとともに、使い残しの農薬や空容器の適切な処分の徹底を図る必要がある。

また、適正使用の推進に当たっては、農薬製造メーカー、流通・販売業者、関係団体等が一体となって、各段階で着実に取り組むことが重要である。

なお、このような取り組みを支援するため、従来実施していた農薬適正使用推進対策事業を組み替え、今年度から農薬安全使用総合推進事業をスタートさせる。その内容は、農薬使用に伴う使用者等への安全確保、農作物の残留農薬対策を行うとともに、地域の実情に応じたきめ細かい農薬の使用指導、残農薬・空容器の処分システムの確立等により、農薬による環境負荷の軽減対策を強化し、農薬の安全使用を総合的に推進するというものである。

##### 2 内分泌かく乱物質対策

化学物質の中には内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれ、動物の生殖機能等に悪影響を与えると疑われているものがある。このような物質は、従来の化学物質に比べ非常に低濃度で野生生物の形態異常等を引き起こすとの報告がなされているが、その作用メカニズム等についてはまだ未解明な部分が多い。

農薬についてはその登録に当たり、2世代にわたる繁殖試験や催奇形性試験を行いその安全性を確認しているところであるが、より一層の安全性を確保する観点から、農薬が内分泌かく乱作用を引き起こす可能性がある

かどうかを高精度かつ迅速に判別する技術の確立等を行う予定である。

#### V 植物検疫の円滑な実施

輸入禁止植物の解禁を求める海外からの要請は相変わらず多く、さらには解禁条件の緩和要求も増加している。一方、WTO、APEC等多国間会議の場においても、植物検疫案件が貿易障壁として取り上げられており、現在も議論されているところである。植物検疫については、技術的な問題として堅実に対応していくという従来のスタンスに立脚していくことが重要である。

このような中、WTO上級委員会の報告においては、我が国が解禁に際して品種ごとに殺虫試験により確認を行っている現行の方法は、十分な科学的証拠がないとの判断がなされた。我が国の主張が受け入れられなかったのは非常に残念であるが、国際的なルールに従い、今後は勧告について具体的な対応を検討することとなる。この検討においては、これまでと同様に病害虫の侵入に対する安全性を確保するという前提の下に進める考えである。

#### VI 関係者との連携による事業の推進

植物防疫事業においては、発生予察事業等、関係者が連携して推進しなければ実効が上らない事業が多い。近年は急速な勢いで情報化が進展しており、様々な情報を低コストに入手することが可能となってきており、これらの情報を関係者が共有し、意見・情報の交換及びその分析を行うことにより、円滑に事業の実施を図ることが重要である。植物検疫を担当している植物防疫所と国内関係都道府県の病害虫防除関係者とこれまで以上に連携を図り、情報・知見の交換を行いながら業務を推進することが必要である。

現在、日本植物防疫協会において運用を行っているJPP-NETについても、ただの連絡の場ではなく、その中でどのような情報を流通させ、それを関係者がどのように使いこなすかが今後の運用の成否の鍵となる。

農業者、都道府県、国及び民間の枠、あるいは行政、研究及び普及の枠を越え、植物防疫に関するすべての関係者が一体となった取り組みが今ほど求められている状況はない。植物防疫課等国の関係機関もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の方々をはじめ、関係者におかれても、我が国の植物防疫の発展とそれによってもたらされる我が国農業の発展に、一層のご支援とご理解をお願いしたい。